



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年9月7日金曜日 第2401号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要.....	749
土地改良区役員の就退任の届出（3件）.....	749
新たな土地改良事業の施行の認可.....	750
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	750
道路の供用開始（ " ）.....	750
土地改良区役員の就退任の届出.....	750

公 告

愛媛県庁内LANシステム端末機の借入れ.....	751
--------------------------	-----

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 752

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 752

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1109号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成24年9月7日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
ドラッグストアモリ西条周布店	西条市周布618番地1	生活環境保持の見地からの意見はなし。	・歩行者の安全性の確保及び重大事故の発生回避のため、交差点内に設置する出入口No.1の移設もしくは閉鎖を検討すること。 ・出入口No.1の移設もしくは閉鎖ができない場合は、歩行者用信号機の設置を要する。 ・入口専用出入口において、確実に在庫車両が発生しないよう対策（交通整理員の配置等）を検討すること。 ・出入口付近において万一事故が発生した場合に備え、責任の所在を明確にしておくこと。

○愛媛県告示第1110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市周布土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成24年9月7日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	高橋正昭	西条市吉田347番地9

○愛媛県告示第1111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市庄内土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があ

った。

平成24年9月7日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	栗原弘行	西条市実報寺甲571番地1
"	竹田明世	西条市実報寺甲561番地3
監事	武田直政	西条市実報寺甲32番地

○愛媛県告示第1112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市吉岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年9月7日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	鈴木 尊則	西条市安用出作137番地

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	鎌田 明	西条市安用出作150番地1

○愛媛県告示第1113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・樋の井手②地区）の施行を平成24年8月29日認可した。

平成24年9月7日

愛媛県東予地方局長 俊野 健治

○愛媛県告示第1114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月7日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	壬生川新居浜野田線	西条市船屋字一本松乙6番25から 同字乙6番24まで	旧	メートル 35.6～39.7	キロメートル 0.030	
			新	37.0～51.0	0.030	

○愛媛県告示第1115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月7日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川新居浜野田線	西条市船屋字一本松乙6番25から 同字乙6番24まで	平成24年9月7日

○愛媛県告示第1116号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年9月7日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	玉井 篤	松山市久保甲31番地
"	中 鋪 将和	松山市麓甲421番地
"	山下 久隆	松山市善応寺甲1065番地
"	得居 文雄	松山市常保免99番地1
"	村上 光夫	松山市中西外甲387番地
"	玉井 良幸	松山市院内甲269番地
"	山崎 久生	松山市滝本甲112番地1

"	谷口 正美	松山市儀式甲123番地
"	高橋 義郎	松山市浅海原甲732番地
"	白石 賢二	松山市浅海本谷甲508番地4
"	高橋 清	松山市上難波甲794番地
"	久留嶋 益生	松山市下難波甲875番地
"	井手 順二	松山市北条873番地
監事	大石 哲也	松山市中西内甲374番地2
"	井上 剛義	松山市尾儀原甲46番地1
"	原 忍	松山市浅海原甲490番地21

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	松本 茂樹	松山市苞木甲317番地
"	沼田 秀敏	松山市和田乙63番地2
"	猪木 優	松山市佐古甲251番地
"	白石 資治	松山市府中260番地

"	田中清一	松山市八反地甲104番地
"	玉井良幸	松山市院内甲269番地
"	渡部正幸	松山市才之原甲232番地
"	渡部一正	松山市猿川甲420番地
"	尾上和紀	松山市浅海原甲1040番地1
"	田中敬郎	松山市浅海本谷甲378番地
"	荻山民之	松山市庄甲785番地
"	中原安彦	松山市大浦737番地
"	井手順二	松山市北条873番地
監事	原長久	松山市常竹甲211番地
"	村上明	松山市片山甲368番地1
"	荻山英俊	松山市下難波甲715番地

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年9月7日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県庁内LANシステム端末機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
パーソナルコンピュータ3,704台（ハードウェア、ソフトウェア及び保守部品の提供並びに搬入、据置、配線、データ移行、調整、ハードウェアの保守及び借入期間満了後の撤去等一式を含む）
- (3) 借入物品の内容等
仕様書による。
- (4) 借入期間
平成25年3月1日から平成30年2月28日まで
- (5) 借入場所
仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23年度、平成24年度及び平成25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 4の(3)に掲げる受領期限の日から落札者の決定の日までの間

に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県企画振興部地域振興局情報政策課行政情報グループ
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2287

- (2) 入札書の受領期限

平成24年10月25日（木）午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成24年10月25日（木）午前10時

愛媛県庁本館1階システム設計室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

受領期限：平成24年10月5日（金）午後5時

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Personal Computer 3,704 units
- (2) Time limit of tender: 09:59 a.m., 25 October 2012
- (3) For further information, please contact: Administrative Computerization Group, Information Technology Division, Regional Development Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel 089 912 2287

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年8月21日	特定非営利活動法人 ベンチャー・アライアンス協会	廣 川 章	松山市萱町4丁目5-2	この法人は、まちづくりを考える個人、個人事業者、起業家、零細事業者等の個人及び団体に対して、地域振興やまちづくりの推進を図る活動を支援するための事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成24年9月7日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1,190,223
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,805
 - 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 265,038
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,895	14,632
南宇和郡	21,047	7,016
松山市・上浮穴郡	428,944	138,158
今治市・越智郡	147,039	49,013
宇和島市・北宇和郡	84,419	28,140
八幡浜市・西宇和郡	42,195	14,065
新居浜市	102,060	34,020
西条市	93,384	31,128
大洲市・喜多郡	54,844	18,282
伊予市	32,267	10,756
四国中央市	75,883	25,295
西予市	36,012	12,004
東温市	28,234	9,412